

ヤマト王権の九州支配と豊国

亀井輝一郎

社会科学教育講座

(平成二十年九月三十日受理)

(一)

筆者は先に「物部公と物部臣」^①と題する小稿において、北九州市小倉南区大字長野の長野角屋敷遺跡出土木簡に記されている大領物部氏の姓(カバネ)が「臣」なのか「公」なのかという釈読をめぐる問題について、若干の整理を行い、考えるところを述べた。

木簡の墨痕からは「臣」「公」いずれとも釈読されているが、後者の可能性が高いと考えた。しかし、一旦木簡の釈読を離れ、物部集団における物部臣と物部公(君)について整理・検討を行い、さらに物部集団と九州との歴史的関係を加味することによって、「公」により妥当性が認められるに至った。また、この木簡が「召文」木簡であり「郡符」木簡であるところから、木簡の廃棄場所⇨出土遺跡は、①発給元⇨出頭先⇨郡衙か、②伝達先⇨帰還先⇨税長の元のいづれかであるが、①の郡衙の可能性が相対的に高いと推測した。木簡の発給主体が郡⇨豊前国企救郡であり、その長官(カミ)が「大領」物部公であることも明

らかである。そうすると現存史料による限り、郡の等級と郡の長官大領の間に齟齬が生じることになる。

郡の等級区分については、郡の官人の官職・定員を規定する『養老職員令』大郡条以下(74〜78条)に基づく場合と郡の下部の行政単位⇨里(郷里制以降は郷)の数に規定される『養老戸令』^②定郡条^③に基づく場合の二つが令条に記されている。前者によれば郡には大・上・中・下・小の五等級の別があり、等級に応じて官職・定員に差がみられる。郡領とも総称される大領(カミ)・少領(スケ)は定員各一人に対して、主政(ジヨウ)・主帳(サカン)は等級により定員に差があるが、下郡・小郡は主政をはじめから欠いており、小郡にいたっては大・少領の区別がなく領とされている。当該木簡の推定時期が奈良時代末期(八世紀末)⇨平安時代初期(九世紀初頃)であることからすれば、養老律令施行期に該当し、物部「公」今継の官職が大領である郡⇨豊前国企救郡は、下郡以上の等級の郡と判断される。そう考えてよければ、企救郡は後者

の点からは四里以上の里から構成される郡ということになるが、『和名類聚抄』⁶⁾によれば、表1に示したように豊前国八郡の中でも企救郡は長野・蒲生の二郷から構成される最小規模の郡であって、「戸令」の規定では小郡に等級付けられ、「職員令」に従えばカミは大・少の区別のない領ということになる。このように企救郡の等級については、大領の記述をめぐって木簡と『養老令』・『和名抄』との間で、不一致・矛盾がみられることになる。

こうした点については前稿の第九節で若干触れるところがあったが、紙数の関係もあり後考に譲るとした。本稿では前稿で論じ残したこの問題を中心に、豊前国企救郡の歴史的・政治的位置をめぐって若干の整理を行うこととしたい。前稿第九節と重複するところがあるが、ご寛恕いただければ幸いである。

(二)

豊前国の令制下の各郡域については、後世の郡域を考慮しても企救郡の広さからして二郷というのは少なく、一郷の郷域が広すぎる感は否めないように思われる。それ故に曾て吉田東伍氏⁷⁾のように「和名抄岐久と訓し、二郷に分つ、門司到津の辺郷名を欠く、蓋脱漏なり」と、『和名抄』の脱漏を想定する考えが生まれるのも一理あるといわねばならず、門司・到津の辺りに郷を想定するのも強ち無理な想定ともいえない。

『和名抄』は源順の手によって十世紀前半の承平年間(九三二〜九三八)に成立したが、その郷名について池邊彌氏⁸⁾は、他の確実な史料にみえる郷との比較において、九世紀頃、特に九世紀前半のものと考えられる、と指摘されている。この指摘に従えば、『和名抄』の郷名部分は長野角屋敷遺跡出土木簡の時期と大きな隔たりはないということになり、

木簡の時期の企救郡は二郷からなる小郡と認めてよいことになる。『和名抄』以外に郡や里(郷)の数を明記する史料としては、表2に示したように延長五(九二七)年に完成し康保四(九六七)年施行の『延喜式』の民部省式と八世紀の郷里制を反映した『古律書残篇』⁹⁾が知られる。豊前国の郡数については三書とも八郡で一致しており、郡の分立・統合といった変化はないと考えられる。豊前国以外の西海道諸国についても『式』と『和名抄』では郡の数は一致している。

一方、『残篇』と両書を比較すると『残篇』よりも肥前国では一郡少なく、肥後国は一郡、大隅国は三郡多いといった変動がみられる。肥後国の一郡増加は貞観元(八五九)年五月に「肥後国合志郡を分かちて、始めて山本郡を置」(『三代実録』)いたことによるものであり、大隈国は天平勝宝七(七五五)歳五月の「大隈国菱刈村浮浪九百三十余、郡家を建てんと欲す」(『続日本紀』)ことによって菱刈郡が、それ以後延暦二十三(八〇四)年三月までに桑原郡(『日本後紀』)が、さらに天長元(八二四)年に多禰島を併せて(『日本紀略』)熊毛・馭謨の二郡が置かれ、四郡の増加となる。ただ大隈国は和銅六(七一三)年四月に日向国より肝坏以下の四郡を割いて分立し、郷里制期には四郡で構成されていたと考えるのが順当であり、その後の四郡増で『式』『和名抄』の八郡となるところから、『残篇』の五郡は四郡の錯誤ではないかと思われる。残る肥前国については『肥前国風土記』¹⁰⁾の総記部分に「郡は十一所(郷は七十、里は一百八十七)」と記されており、この郷と里の数は『残篇』に一致する。また、豊後国についても『豊後国風土記』には「郡は八所(郷は四十、里は一百一十)」(総記)とあって、郡・郷・里数は全て『残篇』と一致している。こうした『風土記』と『残篇』の一致からすれば、大隈国の場合と同様に『残篇』の肥前国十二郡は

十一郡の錯誤の可能性を想定してもよいのではないかと思われる。豊前国について和銅の風土記が作成されたか否かは定かではないが、肥前・豊後の例から考えるに、『残篇』に記す豊前国の郡・郷・里数は、概ねその頃の数を反映していると看做してよいのではなからうか。

ところで、郷の数については『残篇』（既述のように豊後・肥前の『風土記』と齟齬がない）と『和名抄』を比較すると、表2のように三前三後と日向以下とは少し異なる傾向が窺われる。前者では豊後を除いては『和名抄』で郷数が減少しているが、後者では反対に増加している。大隈国では郡数の増加が、また薩摩国では一郷＝一郡の特異な例がみられることなどから、郷の分立を想定できるのではないかと思われる。一方、『風土記』の残っている肥前と豊後は、表3のように『和名抄』と郡毎の郷数とともに、『風土記』に郷名が記されているものがあることから、限定的ではあるが、その郷名自体を比較することができる。『和名抄』と一致する郷については変化がないと考えられるが、両書で郷数に増減がないにも拘わらず郷名が一致しない場合がある。例えば肥前養父郡は『風土記』に鳥櫛・狭山・日理の三郷（残る一郷は養父郷の可能性がある）に対し、『和名抄』は狭山・屋田・養父・鳥栖の四郷を載せており、日理―屋田は改称に止まると考えることができる。また、五郷の減少がみられる神埼郡は、『風土記』に記す三根・船帆・蒲田・宮處郷の内、船帆を除く三郷は『和名抄』の四郷に含まれている。後者の今一つの郷は神埼郷であり、船帆の名称が神埼に改称されたか、神埼郷は『風土記』の未詳五郷の一つであったかの何れかであるが、郡名と郷名の一致の割り合いから推測すれば後者の可能性はあるように思われる。そうだとすれば、郡域の変更がない限り、船帆を含む五郷が解体され他の郷に合わされたということになる。

豊前の企救郡が『和名抄』で二郷であったので、同様二郷からなる肥前の藤津・彼杵の両郡についてみておきたい。藤津郡は『風土記』は四郷と記すところから、地名起原説話を伴った能美と託羅の二郷と名称不詳の二郷から構成されていたことになる。『和名抄』からは塩田・能美郷が知られるので、託羅が塩田に改称され某二郷が解体されたか、某二郷の内に塩田郷があり（今一つは藤津郷であったかもしれない）、託羅と某郷が解体されたかの何れかと考えられる。彼杵郡も藤津郡同様に『風土記』の浮穴・周賀郷と某二郷の四郷構成が、『和名抄』では大村・彼杵二郷となっているのは、某二郷が大村・彼杵であり浮穴・周賀が解体されたと考えるのが妥当ではなからうか。この他に大隈国馭謨郡（屋久島一島）も二郷であるが、天長元（八二四）年九月に多祢島を廃して大隈国に属した時に能満郡を併せた結果であり、薩摩国の甑島・河邊・穎娃・谿山郡の二郷構成は薩摩の地理的・歴史的背景と密接な関わりをもつもので、三前三後とは同列には扱えないであろう。これらの例からすれば、二郷構成の郡は郷の解体・統合の結果とみるのが穏当と思われるが、大宝令下の郡里制が郡郷里制に移行するにあたって郷の下位単位に里が析出され、郷里制廃止に伴って再びその里が廃止され郡郷制に改編されるといふ変遷の中で、下位単位の里の改廃が郷の在り方・数に変化を及ぼした可能性も想定されるのではないかと考えられる。

(三)

企救郡の場合は肥前・豊後国のように『風土記』（≠『残篇』）と『和名抄』を具体的に比較検討できないため、『和名抄』段階の二郷構成が郷の解体・統合によるものか、それともそうした変化を伴わない当初からのものであるかは、依然として判断できない。先に触れたように吉

田東伍氏は「門司到津辺り郷名を欠く、蓋脱漏なり」と、少なくとも三・四郷程度の郷から構成されていた可能性を示唆されたが、『和名抄』の諸本からして「脱漏」とは考えにくい。

こうしたこともあって長野・蒲生郷の郷域の確定は困難といわねばならないが、中世以降の遺称地名からして、現在の小倉南区の蒲生と長野を含む範囲であることは確かである。即ち、長野郷は竹馬川を擁して周防灘に開く地域であり、蒲生郷は紫川に沿って響灘に開く地域と考えられる。その際、現在の門司区に当たる企救半島の行政管轄が問題となる。地図をみると首肯されるように、企救半島は背骨の部分に山塊が走り、概ね平地はそれによって東と西に二分される。『企救郡誌』は「和名抄に蒲生、長野の二郷を載す。昔の郷は其の区域廣かりしなるべし。其の後何時よりか十八郷に別る」とし、企救半島の西を古代の蒲生郷、東を長野郷と解している。この理解は『和名抄』の企救郡を二郷とする記載に強く引かれた結果とも考えられるが、一つの合理的な解釈といえよう。では、企救郡が元来三郷以上の郷構成であったと仮定した場合、どのような想定ができるであろうか。一つは企救半島部分を一郷と想定するか、郷名と関係する駅名があることから駅との関係で郷を想定するかである。

『延喜式』の駅名と『和名抄』郡郷名を比較したものが表4である。この表をみて気付くことは、三前三後諸国とそれ以外の国とでは、前者に駅名と郷名の一致する割合が高いことである。この背景を示唆する事例が『肥前国風土記』の松浦郡にみえる賀周里であり、この地は『式』の賀周駅の所在地と考えられる。賀周里の里が郷の誤記である可能性が全くないとはいえないにしても、素直に解せば郷里制の里とみるべきである。『和名抄』に賀周郷の記載がないことは、郷里制段階で里として

析出され、その廃止によって郡郷制に再編される中に吸収された地名であって、「『残篇』の郷数の中には駅家郷なるものは含まれていないということ。(中略) 駅家はせいぜい里であり、従って郷数には含まれない」という指摘に相当すると考えてよいであろう。松浦郡条の逢鹿と登望の両駅も『式』の駅に一致するが、同様の事例と看做すことができる。企救郡の範囲に置かれた駅は杜崎・到津駅の二駅である。到津駅の所在は現在の小倉北区到津を遺称地とする辺り、板櫃川下流左岸^⑧であった。杜崎駅の所在地は明確ではないが、『式』の記載順や山陽道の延長としての「大宰府道」の西海道での最初の駅と考えられること、また『養老廩牧令』14須置駅条の「卅里毎に一駅を置け」を考えあわせると、企救半島の北西部古城山麓、旧門司・和布刈神社辺りとみてよいのではないかとと思われる。これら二駅は「大宰府道」の一部をなすもので、関門海峡から響灘に沿った駅である。

表4で駅名と郷名について三前三後の特徴に触れたが、なお子細にみれば豊前国は中でも郡名と一致する割合が格段に高く、豊前国の特徴として指摘できるのではないかと思われる。その中で企救郡の先の二駅と多米(高山寺本は久米)の駅名は郷名とも郡名とも一致していない。到津駅は蒲生郷にあったとみるのが順当で、仮に郷里制下で到津里があったとしてもそれは賀周駅の例に倣うものであろう。杜崎駅に関わる郷があったとすれば杜崎を含む範囲に存在したもので、企救半島を一郷とする想定と重なるともいえよう。一郡に二駅設置されているのは企救郡以外では宇佐郡であるが、その一駅は宇佐駅であって郡名と一致をみている。これからすれば企救半島の範囲に杜崎駅ではなく郡名を負った企救駅という名称の駅が存在してもよいがそうではなく、また企救郷という郷名の痕跡^⑨もみられない。そうした中で、『万葉集』に「豊国之間之

長浜²⁰」といった一節がみられるが、この「聞」は前稿でも触れた筑紫の聞物部大斧手（『書紀』雄略十八年八月条）の「聞」と同一であり、企救郡のキクに通じる呼称である。この場所を特定するのは困難であるが、『万葉集』の「聞」は企救郡全域の中より限定された地域、いわば地名キクの原郷の存在を示唆するものではなからうか。こう考えることが許されるとすれば、キクは結果的には郡名として存続したが、より下位の行政単位としては「残らなかつた」可能性はあるように思われる。企救半島に大宝令制下に企救郡企救里の存在²¹を想定してみたいのである。

仲津郡にあったと考えられる多米駅は遺称地名を見出しえないが、田川駅（田川方面）と築城駅（築城方面）への分岐に当たる駅であり、重要な位置を占めていた。一般化はできないかもしれないが、少なくとも豊前国においては、郡・郷の何れとも一致しないこれらの駅は以下に若干閑説するように、ヤマト王権の九州支配の歴史における、より特別な背景と意味をもつものではなかつたらうか。その点で、企救駅が存在したとは即断できず、駅制当初から杜崎駅であった可能性は排除すべきではないと考えられる。

以上述べたところから推測を重ねることになるが、令制下の豊前国企救郡は当初は企救半島（企救里）・竹馬川域（長野里）・紫川域（蒲生里）の三里構成であった可能性を想定しておきたい。その後は郷里制の導入と廃止、藤原広嗣の乱などの影響²²下で、『企救郡誌』の推定したような二郷域に再編されたと考えられるのである。

長野角屋敷遺跡出土木簡の「大領」物部公今継の官職大領は、奈良時代末から平安時代初の本簡の時期からすれば『和名抄』の時期に近く、企救郡は二郷構成であったと看做してよく、既述のように令規定では小郡で長官（カミ）は大少の区別のない「領」であり、齟齬することにな

る。ところがこれまで述べてきたように当初においても三里（郷）構成であったとすれば、郡の等級は令制下の奈良・平安期を通じて変化することなく小郡であって、カミは「領」と表記されるべきであったことになる。令規定と現実の適用・運用にズレがあることはままたまあることで、規定の厳格な適用に拘泥すべきではないかもしれない²³が、前稿でも触れたように大少の区別がない故に、郡領の最高位の大領を部内において使用していたと理解することが穏当かと思われる。

(四)

九州、西海道とヤマト王権の関係は、『古事記』『書紀』に繰り返して述べられているように、王権の全国統一の一環としての熊襲平定譚に集約的に表われている。仲哀天皇・神功皇后・日本武尊・景行天皇に纏わる説話がそれである。『書紀』によるとこれらの説話で往還の経路を推測させるのは、周芳の沙磨浦（山口県防府市）と穴門の豊浦津（山口県豊浦郡）を経て檀日宮（福岡市東区香椎）に居したと伝える仲哀・神功の場合であるが、岡縣主の祖熊罥が船で沙磨浦に、また伊觀縣主の祖五十迹手も船で穴門の彦島に出迎え導いていることなどからも、関門海峡を通過して響灘・玄界灘（博多湾）に入ったことは確かである。日本武尊の場合は不明であるが、海路吉備を経由して倭・難波に至ったとしている。これらの説話の中で最も新しいと考えられる景行天皇巡幸説話では、周芳の沙磨から渡海して豊前国長峽縣に至り行宮を建てたところを「京（ミヤコ）」と号したとあることから、関門海峡を通過しておらず企救半島東岸の周防灘沿いに進んでいる。長峽縣の行宮（行橋市長尾か²⁴）は、「京」の地名起源説明ともなっていることから京都郡と考えてよい。この巡幸・平定説話の最後は浮羽の地名起源説話を伴う的邑（筑後

国生葉郡、現在は吉井町・浮羽町が合併して福岡県うきは市)での進食記事で終わっている。ここからの大和への帰還経路は書かれていないが、『豊後国風土記』日田郡に景行天皇が球磨贈於を征伐して凱旋する時に「筑後の国の生葉の行宮を発ちて、此の郡に幸でまししに」と伝えている。この『風土記』の記事が事実かどうかは措くとしても、筑後川を挟んで生葉郡の対岸は斉明天皇の朝倉宮が置かれた上座郡であることを考慮すると、日田を経由する道は周防灘に抜けるルートと考えなければならぬ。『書紀』『風土記』の説話の背景には、中津あるいは別府方面に抜ける現実のルートが存在²⁸⁾しており、畿内との交通路という認識があったものと考えられる。

また、これらの説話で注意されるのは、仲哀・神功の話は熊襲討伐を契機としながらも本筋はヤマト王権の新羅遠征譚であって、その場合は当然ながら関門海峡を通過し博多・唐津湾方面からの朝鮮半島に向けての玄界灘渡海ということにならざるをえないのである。これに対して景行の場合は九州巡幸譚であって海外とは関係を有しない、ヤマト王権と九州勢力の間の話であって、関門海峡を通過し玄界灘に入ることを必須の要件としないということである。先の仲哀八年一月四日条の岡縣主が魚鹽の地を献上するに際して「穴門より向津野大済に至るまでを東門とし、名籠屋大済を以ては西門とす」と奏上したことは、それが魚鹽の地としてであっても王権の支配を認めることを意味するものである。向津野大済は豊前国宇佐郡向野郷辺りに比定される港湾であり、名籠屋大済は現在の北九州市戸畑区の名護屋岬辺りに比定できるとすれば、洞海湾の入り口に当たる港湾である。まさにこの範囲は豊前国の領域で瀬戸内海・周防灘に面する範囲と関門海峡側であり、ちょうど企救郡の範囲が含まれることになる。その範囲が岡縣主によって献じられたと伝えてい

ることは、裏を返せば王権がこれらの地域を王権にとって欠くべからざる重要地域と考えていたことを意味するものである。

このことは筑紫君磐井の「反乱」を伝える継体二十一年八月条の「長門より東をば朕制らむ。筑紫より西をば汝制れ。専賞罰を行へ。頻に奏すことに勿煩ひそ」の意識と対をなすものである。いうならば豊前国の東海岸(周防灘・伊予灘)は大和との、北・西側は関門海峡(響灘・玄界灘)を擁して海外との通路として位置付けられ、認識されるものといえよう。その両側面を有して、ヤマト王権の九州支配の橋頭堡ともいべき地政学的に重要な位置を占めていたのが企救郡であった。長野角屋敷遺跡出土木簡にみえる物部「公」という郡領氏族は、新たに台頭した新興豪族ではなく、王権の九州支配と一体となって土着した勢力の後裔であったのであろう。

(五)

畿内・九州間の瀬戸内海交通の一端を示す史料に、「應_レ聽_レ自_レ草野國_レ 埼坂門等津_レ往_中還公私之船上事」と題す延暦十五(七九六)年十一月廿一日付の太政官符(『類聚三代格』卷十六)がある。これによれば、官人・百姓・商旅たちが豊前国の草野津・豊後国の國崎・坂門津等から意に任せて往還し、擅に國物を漕んでいるので、咸く皆禁断せよ。但し、豊後・日向等の國の兵衛・采女やその資物を漕送する船が國埼津を取って往來するのは禁限に在らず、という天平十八(七四六)年七月の太政官符を受けて、大宰府は重ねて禁断を加えたが、件の三津には奸徒尚多く、旧來の越度を禁断することはできない。また「雖_レ有_レ過所_二而不_レ經_二豊前門司_一、如此之徒咸集_レ難波」という状況なので、摂津国司をして過所を勘檢し、「若无_二過所并門司勘過_一者、依_レ法科断」するようにす

れば、おのずと奸源自清し、越度も息むであろう、と大宰府は太政官に官裁を仰いだ。その結論は、今後は公私の船の三津からの往来を聴し、「其過所者依舊府給、當處勘過不可更經門司」であるが、承前禁止されていることについては聴すものではない。これらのことについては「長門伊豫等國亦宜承知」するようになり、というものであった。

天平十八年段階で豊前豊後の三津の官人・百姓・商旅たちが大宰府の統制を逸脱して畿内・瀬戸内を往還していた状況が窺われる。豊前門司の一貫した権能は畿内・九州を結ぶ瀬戸内海支配において、①大宰府発給の過所の保持を前提に、②門司で勘過を受ける＝門司を経由することであったと考えられるが、その後も門司での勘過が等閑にされるため、延暦十五年の官符段階では撰津難波（津）において、門司での勘過の有無を勘検し科断することで②を強化しようとしたのである。しかしながら「當處勘過し、更に門司を経るべからず」という結論になったことは、少なくとも三津の公私の船の往還に関する豊前門司の勘過の権能を必須ではないとしたのであり、門司の変質ということができよう。こうした状況の背景には天平十四（七四二）年一月～同十七年六月まで大宰府が廃止されたことが与っていると思われるが、延暦十五年官符が対象とした大宰府解が決済を求めたのが②に關してであることは、府の廃止によって門司の勘過が十全には機能しなくなっていたことを示唆するものである。三関の管轄権が当該国司にあったように、豊前国司が門司の管轄権を有していたならば、府の廃止による影響は限定的ではなかったろうか。豊前門司が大宰府によって管轄されていたことも考慮されてよいのではないかと思われる。

門司が勘過という過所を検勘する機能・任務を有しているところから、「関」の機能をもつ官司であることは明らかである。その史的初見は

「豊前門司廿斤枚一」などの山口県の高登銅山跡出土の付札木簡であり、先の延暦十五年太政官符と相俟って、奈良時代前半＝大宝令制下に設置されていたことは間違いないところである。それが門司関として史料にみえるのは『御堂関白日記』の寛弘元（一〇〇四）年閏九月二日条の「門司関司被害解文」、同五日条の「就左丈定大宰申府解一枚、殺害門司一枚」等の記事であり、平安時代に入ってからのことである。八世紀における正式名称は門司であって、門司関と称されていないところに、官司としての門司の歴史と単なる関に止まらない役割が反映しているのである。

古代における関については愛発・不破・鈴鹿関のいわゆる三関をはじめ、竜田・大坂・白河などいくつかが知られる。その名称はほとんど全てが関の所在する限られた範囲の地名を冠して某関と称されているが、「関市令」の義解説は船筏に関する関として撰津と長門をあげている。これは国名を冠した撰津関・長門関のことであり、例えば難波関や赤間関などと称してもよさそうであるが、そうした表記はみられない。撰津・長門は国名と一致し、既述のごとくヤマト王権以来の伝統的な領域認識である瀬戸内海の東西に位置する関であり、その境界を越えたところにある「まつろわぬ者」の領域が九州、北海道である。船を抜きにしては往来が成り立たない、その接点が九州側の門司であった。撰津・長門の例からすれば、国名を冠して豊前関と称してもよいと思われるが、門司＝「門の司」と称したことは、まさに北海道との出入り口＝門であったからである。このことは令制大宰府およびその前身の筑紫大宰と歴史的背景を一にするものであったといえよう。

その所在地は豊前国企救郡であり、遺称地名および立地からも現在の北九州市門司区の門司であり、先にみた杜崎駅とは懸け離れた場所では

なかったと思われる。

(六)

ヤマト王権の支配は王権の伸張に伴い、次第に九州（西海道）にも及ぶに至り、その力は点↓線↓面と展開し、沿海部から内陸部へと浸透していった。面の段階に至り九州は王権に服属し、文字通りの全面的な支配を受けることになるのであるが、両者の間におけるそうした契機は筑紫君磐井の「反乱」にあったと考えて誤りはないであろう。⁽³⁸⁾ その支配の一つはミヤケ（屯倉）の設置として具体化されたのである。『書紀』によれば、磐井の「反乱」を契機とした西海道への屯倉の設置・展開は、継体二十二（五二八）年十二月に父磐井の「罪」に連座することを恐れた子の葛子が、贖罪として糟屋の地を献上し、王権がその地に屯倉＝糟屋屯倉を設けたのが最初であった。続いて安閑二（五三五）年五月には、筑紫に穂波屯倉・鎌屯倉、豊国に賸碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉・大抜屯倉・我鹿屯倉、さらに火国に春日部屯倉を置いた。これらの屯倉は同時に一斉に置かれたものではなく、ある程度の時間幅をもって置かれたのを『書紀』は一条に纏めたのであろう。それらの屯倉は筑後国の八女を中心とする磐井の本拠地を囲むように、一種の境界線のような趣をみせて置かれたといえそうである。勿論のこと、一方では交通路を考慮したものであり、令制下の駅路との関係が想定される。その後、宣化元（五三六）年五月には「那津の口」にいわゆる那津官家が置かれ、筑豊肥三国の屯倉をも統括することになったのである。⁽³⁹⁾ こうした屯倉の配置はヤマト王権による筑紫支配の意図を実現する手段として、意図的・計画的に実行されたのである。

安閑紀の筑豊火三国の屯倉で注目されるのは、筑紫二ヶ所、火国一ヶ

所に対して、豊国は五ヶ所と最多であることである。これら屯倉の正確な所在地を特定するのはなかなか難しいが、『和名抄』でミヤケ（三宅郷）⁽⁴⁰⁾ 郷がしられるのは、この地域では筑前国那珂郡、筑後国上妻郡、豊後国直入郡、肥後国託麻郡である。その内で特定のミヤケと重なる可能性があるのは、筑前国那珂郡三宅郷（福岡市博多区・南区）＝那津官家、肥後国託麻郡三宅郷（熊本市国府付近）＝春日部屯倉である。筑紫の二つの屯倉のうち穂波屯倉は筑前国穂波郡穂波郷（福岡県嘉穂郡穂波町、合併して現飯塚市）に、今一つの鎌屯倉は筑前国嘉麻郡（福岡県嘉麻市）に比定される。これらの屯倉は令制筑前国の内陸部の「田河道」⁽⁴¹⁾ に沿った屯倉であったと考えられるが、筑後に置かれたものはしられない。豊国の五つの屯倉の所在地は、賸碕屯倉は豊前国企救郡（北九州市門司区門司）に、桑原屯倉は豊前国築城郡桑田郷（福岡県築城郡築城町、合併して現築上町）、肝等屯倉は豊前国京都郡刈田郷（福岡県京都郡苅田町）、大抜屯倉は豊前国企救郡（北九州市小倉南区貫）、我鹿屯倉は豊前国田川郡（福岡県田川郡赤村）に比定⁽⁴²⁾ できるかと思う。桑原屯倉については直入郡三宅郷との関係をとらえて豊後国とみる説もあるが、安閑紀の豊国は令制豊前国の範囲とみるのが妥当と思われる。

このように豊国の五つの屯倉の所在地を比定すると、企救半島門司から周防灘・伊予灘沿岸沿いに南下しており、一部は田河道から内陸部に入る所に配されている。そもそも屯倉の本義が政治的・軍事的拠点⁽⁴³⁾ になるとすれば、磐井の「反乱」平定を契機とするヤマト王権の九州支配の第一歩は糟屋屯倉を中心に、のちの豊前・筑前を中心とした北部九州への屯倉の配置を進め、「まつろわぬ者」の領域を武力を伴って地固めを計ったのである。磐井の本拠地を包囲すると共に、大和（畿内）との連絡を確保する意味をより強く有して豊国の屯倉が設定されたと考えられ

る。その時、さらなる橋頭堡としての役割が豊前・企救半島に与えられたことは、これまで述べてきたところからも首肯されるであろう。ヤマト王権の九州支配は、全国統一の最終段階として九州を版図に組み込むと同時に、畿内との連絡・交通手段を確保することを「必須の前提」として実現するものであった。

(七)

ヤマト王権の九州支配は磐井の「反乱」平定を契機に、「必須の前提」の確保を計りつつ、糟屋屯倉―筑豊肥の屯倉を核に展開したのである。糟屋屯倉の機能の一部は那津官家の設置によって発展的に継承され、那津官家―筑豊肥の屯倉へと移行していき、その関係はヤマト王権の直轄的支配組織として、筑紫総領―田令の統属関係の下に運用されていく。その後、六世紀末の隋による中国の再統一、その隋の滅亡と唐の成立を震源とし、それに朝鮮三国の動向が複雑に交差した七世紀の東アジア世界の激動の中で起こった斉明天皇の百済出兵と筑前朝倉宮への西下に際して、王権は新たに吉備と筑紫に軍政府的機能を備えた大宰を設置した⁴⁵。筑紫大宰はやがて筑紫総領の機能を吸収して大宝令制下の大宰府へと展開していくのである。こうした動きの中でミヤケに体现されていたヤマト王権の武力は、どのように再編されていったのであろうか。

前稿で触れたように少なくとも磐井の「反乱」を契機に、王権の軍事を担う物部連や大伴連らが面的支配を実現するため展開した。特に前者においてはその呪的性格も与って、聞物部大斧手にみられるように豊前国企救郡をはじめ、北部九州を中心に各地に王権直属の軍事力の扶植がみられた。こうした王権直属の軍事力は令制下の大宰府においても、律令軍団とは区別される防人司管下の防人という形で引き継がれたという

べきである。防人の設置は『書紀』の天智三(六六四)年は歳条に「對馬嶋・壹岐嶋・筑紫国等に、防と烽を置く」とあるが、百済出兵の敗北を契機とするものと考えられる。東国防人の誕生は百済出兵に動員され帰還した兵士のうち、東国出身者を筑紫に留めて防備に従事させたことに由来するもので、筑紫大宰の指揮下に置かれたと考えられる。ミヤケにみられた王権の直属的武力は、筑紫総領が筑紫大宰に吸収されて令制大宰府が成立していく過程で、防人制の内に発展的に解消していったのではなかったらうか。

令制大宰府管下の九州における軍事力は指揮系統を異にする、国司の管下に在地豪族出身の軍役に統率される軍団兵士と大宰府(防人司)の直属の軍事力である防人が基本であった。令制下の防人には原則として東国出身の軍団兵士が充てられたことはよく知られているが、それは裏を返せば九州出身者を充当しないことを原則としているということである⁴⁶。この防人も戸籍貫附地の東国において徴兵された軍団兵士ではあるが、九州に派遣されたことによって、九州在地の軍団とは切り離された存在となったのである。防人については『養老軍防令』に詳しいが、令では防人の配備地・施設を防と表記し、防人と区別している。サキモリは辺境を守る者の意であるが、前守や崎守と表記されることはその役割の一端を示している。防人の配備地としては対馬・壹岐・能古島や筑前・筑後国がわずかに知られる程度であるが、防人と防人司の廃止を命じた延暦十四(七九五)年十一月の太政官謹奏(『類聚三代格』卷十八)が引用する延暦二年五月の太政官符には、防人の配置に関して辺戍・常戍と記されている。戍はマモルという意味の動詞で、転じて兵營の意味をもつ語である。この戍が防人に関係して用いられていることは、『統紀』靈龜二(七二六)年五月に「豊後・伊豫の二国の界、従来戍を置きて、

往還することを許さず」とある成も、防人の配置の成の可能性を考慮することができるのではなからうか。この成が陸路のそれではなく、豊予海峡を挟んだ二国の界を管理する海成³²⁾海関であることは明らかであり、先に引用した延暦十五年十一月の太政官符にみえる豊後の坂門津に置かれていたするのが妥当ではないかと思われる。このように防人が瀬戸内海・豊予海峡に面した津にも配置されていたと考えられることは、先述した防人制成立の歴史的背景の一つの性格を示すものである。

(八)

この点で今一つ注目されるのが、天平十二(七四〇)年九月の大宰少式藤原朝臣広嗣の反乱³³⁾に関連して『統紀』にみえる「鎮(鎮所)」である。この語は節度使や蝦夷に関連してみられるが、九州における鎮の存在を示す史料は、この広嗣の乱に限られている。鎮関係の史料を纏めた表5からは、①企救郡に板櫃鎮が存在していたこと、②京都郡にも置かれていたが、板櫃のような具体的名称はしられない、③鎮には大長・小長が置かれ、大少の別なく長と称される場合があったらしいこと、④鎮の責任者(鎮長)には大宰府の官人の兼任がみられること、などが知られる。ところが九月二十四日条に記す同日付の大將軍大野東人の奏上に、安部虫麻呂らを二十二日に差遣して「板櫃營を鎮めし」たとあるが、この板櫃營は板櫃鎮のことであろう。また、同条の朝廷側の間諜の報告には、広嗣が遠珂の郡家に軍營を設けたとあるが、その軍營は十月九日条に広嗣が到来したと伝える鎮所³⁴⁾と同じものを指すと考えられる。このことは同じ広嗣の軍事的拠点を指すのに、朝廷側では營または軍營、広嗣側では鎮と表記されていると理解することができそうである。ただ、遠珂(郡家)軍營³⁵⁾遠珂鎮所としてもこれは常置の鎮ではなく、乱勃発後

に設置したものであり、表5の鎮長らが配されていた三鎮と同列のものと考えられるには問題があると思われる。

また、小長谷常人は京都郡鎮長にして大宰史生であるが、従八位上の位階を有していることや小長谷のウジヤカバネからみるに、鎮長が本官で大宰史生が兼官とは考えにくい。板櫃鎮の大・小長の位階はしられないが、大長三田塩籠の同族と推定される三田兄人が「広嗣之従」であったことやウジからすると、常人と同じように大宰府から派遣された人物と考えると誤りはないように思われる。さらに広嗣の従(者)であった兄人は、広嗣の大宰府赴任に際して同道した人物であった可能性は高く、鎮の主要官職者は畿内を本貫とする者達³⁶⁾であったと看做すことも強ち的外れではないであろう。鎮は軍団とは性格を異にする大宰府に直結した軍事施設であり、そこに配された兵士も軍団兵士ではなく、防人と考えて大過ないものと思われる。

広嗣の乱勃発時には大宰府内の軍事体制の一角を占める防人制は、『統紀』天平九(七三七)年九月二十二日条³⁷⁾にみられるように「是の日、筑紫の防人を停め、本郷に帰し、筑紫の人を差して、壱岐・対馬を成らし」めたことにより、多少の残存防人はいたかも知れないが中断していた。実際に天平十年の『周防国正税帳』等には、かなりの数の防人が部領使に伴われて帰郷の途に就いていることが認められる。しかし、現実には九月二十四日の東人の言上に、鎮長級の人物は「殺獲」され、板櫃など三処の營兵一千七百六十七人は「生虜」されたとあるように、三鎮には現実に兵士が配されていたことは明かである。この捕虜の兵士の実体が筑紫人であることは、防人の配置されていた壱岐・対馬に防人の廃止に伴い「筑紫の人を差して」守らせたのと同様の処置が鎮に対してもとられた結果と考えて不都合はない。それが軍団兵士としての徴兵か、

それ以外の徴兵かは明確ではない。諸国の軍団兵士は天平十一年五月二十五日に停められたが、三関国・陸奥・長門と大宰府管内諸国の兵士は「常に依って改めること勿れ」とされた。このようにこの時期の大宰府管内に軍団兵士制が施行されていることを考えれば、後者の可能性を考えるのが穏当ではないかと思われる。いずれにしてもその徴募は国司―郡司の組織を除外してはできないものであったことだけは間違いないであろう。

一方、表5の反広嗣側⇨朝廷側の郡司級の在地豪族をみてみると、楯田は勝姓の在地豪族⁽⁶¹⁾、また豊前国百姓の豊国秋山は前稿で触れたように豊国造の後裔とみてよいが、それ以外の人物はヤマト王権の九州支配の展開にもなつて九州外から入り込んで土着化した豪族と考えられる。一般に令制下の軍団を統率する軍毅は郡司と同族か郡司級の地方豪族が任じられることが多い。反広嗣側の楯田以下の郡司級の豪族の攻略対象は鎮であったと考えられるが、攻略した鎮が律令軍団そのものであったとすれば、そもそも攻略の対象としなければならなかったであろうか。上記のようにこの時期の鎮は本来の性格を維持しながらも、実体的には筑紫人を兵士として抱え込んでいたのである。「殺獲」された鎮長級の人物に対して、板櫃など三処の管兵一千七百六十七人が「生虜」されたことは、生虜と攻略側郡司らとの近親性、生虜と鎮長らとの関係の稀薄性⁽⁶²⁾の然らしめたところではなかったろうか。

ところで、大宰府管内に置かれた鎮は既に触れたように登美と板櫃・京都の三ヶ所にあり、広嗣の乱のために急遽設置されたものではない。その基本的性格はヤマト王権の九州支配のための「必須の前提」を確保する拠点の軍事施設であり、設置時期が令制大宰府以前であることはいうまでもない。おそらくは磐井の「反乱」平定を契機に、その後の展開

の中で次第に整備されていったものであろう。その所在地について、板櫃鎮が豊前国企救郡の板櫃川近辺⁽⁶⁴⁾に、また京都郡鎮が豊前国京都郡⁽⁶⁵⁾にあったことに異論はないと思われる。これに対して登美鎮の所在については、北九州市小倉北区の富野に比定する説が有力であったが、富野であれば板櫃との距離が近すぎる感がある。そのため富野以外で周防灘沿岸で語尾にミのつく地名から、吉富（中津市と隣接）に比定する説⁽⁶⁷⁾が示された。この説をさらに敷衍された長洋一氏は、これらの鎮に共通する立地の特徴として、①海上・陸上交通の要衝（関門海峡・周防灘沿岸に面している）、②河口近く位置している、③大宰府に通じる道に位置している、といった点を指摘されている。吉富も①の海上交通はいうまでもなく、陸上交通も築城駅と下毛駅の間に位置している。②は大分県山国町槻木に源を発して耶馬溪を経て流れる山国川の河口に位置している。③についても、山国川を挟んだ吉富の対岸中津（鎌倉初期には吉富名に含まれていた）は、日田や玖珠に通じる道の起点でもあった。しかも日田を西に進めばかなり迂回するが大宰府に到るのである。この経路でさらに注目すべきは、日田の西十数キロ程で杷木町に到るが、ここは百済出兵に際して斉明天皇が朝倉橘広庭宮⁽⁶⁶⁾を置いたところでもあった。

こうした鎮は、ヤマト王権の九州支配の二つの側面、畿内との連絡・交通を確保し、在地の支配を行うという在り方に沿っておかれたものである。関門海峡・周防灘等に面した所にのみ設置が認められることは、前者に主眼があったことを物語っているといえるであろう。ミヤケとの補完的あるいは発展的な関係を想定することができるのではないかと思われる。

(九)

古代において東国と西国を比較した場合、西国に特徴的なのが山城の存在である。わが国の古代山城は大きくは、神籠石系山城（以下では神籠石と略す）と朝鮮式山城（朝鮮式と略す）に区別され、文献記録上また構造上からも特徴や相違が指摘されている。西国も瀬戸内海の沿岸部ないしそれに近いところに分布するものと北部九州を中心に分布するものがある。その発見・研究の歴史は明治三十一（一八九八）年の筑後・高良山（高良神社、久留米市）の神籠石に始まる。一九七〇年代には各地で発見が相次ぎ、最も新しいものは平成十一（一九九九）年に発見された福岡県筑紫野市の宮地岳の山城である。

朝鮮式は百済出兵敗北後の対外的緊張の時期に長門国の城をはじめ、大野城・椽（基肄）城等が所謂亡命百済人らの指導で築造されたことが『書紀』天智四（六六五）年八月条などに記録されており、この他の朝鮮式に分類されるものも、ほとんどは古代文献に何らかの痕跡を残している。これに対して神籠石は文献には全くその痕跡を留めておらず、そのため築造年代などの推定は考古学的発掘調査にまたねばならない。しかし、その調査も列石を中心とした範囲確認を目的とするものが多く、大野城や鞠智城などの朝鮮式のように城内の面的発掘はほとんど行われておらず、建物跡や生活痕跡の確認も現在のところ困難といわねばならない。そのため築城年代については六世紀説、七世紀初頭説、七世紀前半説、七世紀中期説、七世紀後半説など諸説があるが、斉明天皇の西下と白村江敗戦を契機とする時期＝朝鮮式山城築造期との前後関係をめぐって微妙なものがある。また築城目的も対外的防備のための施設とする理解が一般的である。

筆者は考古学や建築史・城郭史研究などには全く疎い門外漢であるが、

先学の調査・研究を参考に、前節までに述べてきた観点から古代山城について、妄説の一端を記してみたいと思う。

まず、古代山城が今日までのところ東国にみられないことは、その築造に西国特有の歴史的・地政学的な背景があったと考えねばならない。陸続きの東国とは異なり、畿内と西国、特に四国・九州とは瀬戸内海という海を介する関係にあり、その交通手段の確保は既述のように西国・九州支配の「必須の前提」であった。更にその先は朝鮮・中国といった先進諸国に通じる海の道であった。確かに、天智紀などにみられる朝鮮式が唐・新羅軍の侵攻を想定した軍事施設として築城されたことは事実であり、それが当時の王権＝天智の意志と計画に基づくものであったことも否定できないであろう。神籠石の分布状況を俯瞰してみた時、朝鮮式との重複はなく、在地豪族が個別・相互無関係に自己完結的に築城した結果の配置とも考えられない。そこには、例え時期差はあったにしても、個別在地勢力を超えるより上位の意志・権力の存在を読み取ることができると思われる。またその築城技術も個別勢力間で果たして自ずからに伝播するものであろうか。

瀬戸内海沿いの神籠石は海上交通路を意識した分布状況であり、九州では豊前国地域が海上交通との関わりが窺われる。こうした状況はヤマト王権の西国・九州支配における瀬戸内海交通路の確保の必要性を抜きにしては理解できない。吉備・筑紫地方が在地勢力による反乱＝王権による平定の伝承を有する地域であることは、これらの地域の山城は当然のことながらそれ以後の時期の築城ということになる。九州の神籠石の分布について、①交通の要衝（官道等と密接な関係にある）、②国府に近接している、③軍事的重要拠点にある、などの特徴が指摘されている。これらの政治的・軍事的・交通的などの特徴はある意味では当然のもの

ということができるが、これまでもしばしばいわれている外国の侵攻に対する防衛施設とすれば、内陸にかなり入り込んでおり、第一義的な目的であったとは考えにくい。

神籠石は北部九州の主要山塊と平野部との接点、平野部を見下ろすところに築城されている。宮地岳・杷木・高良山・女山・帯隈山神籠石は立地からいえば、見事に筑後平野を取り囲んでいる。また、宮地岳と鹿毛馬神籠石を結ぶ道は、直方平野の穂波郡から嘉麻郡の北部を経て鞍手郡入る道で、遠賀川上流の飯塚・直方に沿う広嗣の乱時の鞍手道に相当するものである。そこには穂波屯倉が所在していた。この道の途中から分岐して鎌屯倉の所在する嘉麻郡を経て田河郡に入る道は、田河道に相当するものと思われる。この道は彦山川に沿って進めば鞍手道に続くが、香春町から紫川に抜ければ板櫃近辺に到り、また我鹿屯倉の所在地と推定される赤村から今川上流に抜けると京都郡の行橋に到るが、その中津平野の出口には御所ヶ谷神籠石が位置している。鹿毛馬は遠賀川上流の本流と彦山川の合流点にあり、直方平野の要に位置していると評価できよう。また、雷山神籠石も背振山地の北、糸島平野を望む地点に築かれており、天平勝宝八(七五六)歳六月に高祖山に築城が開始された怡土城⁽⁶⁾に近接する位置にあった。唐津方面を意識したものであろうが、筑紫・筑後平野の接点に位置するといつてよい宮地岳からみると雷山は筑紫平野の西を押えるものでもあった。

周防灘に面した中津平野の沿岸部には北には御所ヶ谷、南に唐原の神籠石がある。これらの地域は繰り返し述べたように畿内との交通路確保という点で極めて重要な地域であり、これらの神籠石を第一義的に外敵防衛の施設と考えるには無理がある。御所ヶ谷は眼前に展開する草野津・国府・鎮や駅を押える恰好の位置にあるといつても過言ではなく、

関門海峡を経ることなく、大宰府・博多・唐津方面や筑後明海方面に通じる要衝の位置を占めている。また、唐原は既に触れた登美鎮に近接し、山国川河口は中津という地名に象徴される港湾であり、山国川を遡れば筑後川上流の日田に達し、筑前朝倉宮に到る。しかも宮推定地には杷木神籠石がみられるのである。その点で杷木は筑後平野・筑後川上流を押さえると同時に、周防灘方面・中津平野への通路の起点でもあったのである。齊明天皇の朝倉宮建設時に杷木の神籠石が並行して築造されたとは考えられない。宮地の選定⁽⁷⁾朝倉宮の建設は、先行して存在していた杷木神籠石の地政学的意味を認識した上での選地ではなかったろうか。

以上に述べたところからすると、神籠石に分類される山城は、対外的な防衛施設というよりは、第一義的には対国内的な意味をもつものと考えられる⁽⁸⁾。しかも、ミヤケ・鎮(あるいはその前身組織)などと補完関係的な配置を示しているということができ、その配置と築造には在地を超えたより上位の意志の存在が考慮される。これらが同時に意図され、計画・実行されたと考えるよりも、一定の時間幅の中で実施されたと考えるのが現実的であろう。

(一〇)

これまで述べてきた小稿の関心から注目される神籠石は、御所ヶ谷・唐原・杷木である。既述のごとく神籠石の発掘調査に伴う土器などの伴出遺物はとんどないといつてもよい状況が多く、築造年代の推定は困難を伴っている。唐原⁽⁹⁾や杷木⁽¹⁰⁾について調査報告書には年代に触れる記載はみられない。杷木からは高良山神籠石が遠望できるとし、帯隈山⁽¹¹⁾高良山・帯隈山⁽¹²⁾女山が相互に望めると言及していることは、先に触れた筑

後平野を囲む神籠石の分布の意味を考えさせる興味ある指摘といえよう。御所ヶ谷については、「築城着手は白村江の敗戦よりも遡り、戦後も一定期間工事が継続されたものと考えられる」といわれる。また、鹿毛馬⁸⁰について報告書は、七世紀初頭以後（出土須恵器）、七世紀のある時期（唐尺使用）と推定している。これらの見解は尊重すべきものではあるが、なお将来の調査に待つべき点が多く、検討の余地を残している。

神籠石の築造年代を邪馬台国時代とする説は論外であるが、今日では七世紀代という年代幅に収斂する傾向がある。その中で注目されるのは、「百済滅亡直後の、唐・新羅連合軍のわが国への侵犯を予想しての防備で、斉明天皇七年の築造ということではないであろうか」と築造年次を斉明七年の一年間に限定され、「神籠石築造は中途で放棄され、（中略）大野城以下の築城に切りかえられたのであろう」といわれる渡辺正気氏の説である。

渡辺氏の主要な論拠は、『書紀』斉明四（六五八）年「是歲条注の「或本云、至^三庚申年七月、百済遣^レ使奏言、大唐・新羅、并^レ力伐^レ我。既以^二義慈王・々后・太子^一、為^レ虜而去。由^レ是、国家、以^二兵士甲卒^一、陣^二西北畔^一。繕^二修城柵^一、断^二塞山川^一之兆也」の解釈にある。庚申年は斉明六年で百済滅亡の年である。氏は国家^{II}倭国と考へ、以下の記事を百済ではなく、倭国の国内の動きととらえられた。即ち、兵士甲卒を率いて倭国の西北畔^{II}九州西北部に陣したのは斉明天皇であり、国家^{II}倭国は天智紀の山城・大野城以下の諸城とは別の城柵であって、神籠石式山城以外には考えられない、といわれる。この記事の解釈で注意しなければならないことは、①斉明六年の出来事に関する内容が四年条に入れていること、②百済の使者の奏言内容を「由是」の前までとみる

か否か^{II}国王等が囚われたことを受けての行動を百済復興軍・倭国救援軍いずれと理解するか、③『書紀』での国家の用法、などであろう。③については三十例がしられるが、文字通りの国家の意味、修辭的用法、自国あるいは他国を指す用法がみられ、①は本文の百済滅亡予兆記事と関連させて理解するとしても、既に実際の歴史展開を承知した後での記述である。従ってこの記事の理解の要は、①③を考慮するとしても②が基本である。素直に読めば、国王等が捕縛されたことを受けて、「国家^{II}百済^{II}我々（遺臣ら）はこうした」と百済側が伝えてきたと理解するのが穏当であろう。氏説によるとしても、ヤマト王権が九州方面を西と認識していたことは、磐井の「反乱」に際して討伐軍の將軍に「筑紫より西をば汝制れ」といったという継体天皇の言葉や百済派遣の使節を西海使と称したこと、のち九州を西海道と区分したことなどからも窺えるが、「西北」という地理的認識を示す事例は見当たらないようである。

神籠石築造年代について先にも少し触れたが、斉明朝^{II}白村江以前とみる説がある。鹿毛馬の築造については上述したように七世紀初頭という時期が一つの目安になるが、『書紀』推古十（六〇二）年四月条にみえる来目皇子の新羅出兵にともなう筑紫の嶋郡への西下と神籠石を結び付けて年代をみようとする葛原克人氏の説や磐井の「反乱」に関連して磐井の勢力が構築し、大和の軍勢に対峙したとする坪井清足氏の説がある。また、列石の切石や廃水溝の構築と終末期の横穴式石室の技術の共通性を認めて七世紀中頃ないし前半期という説もある。

こうした諸説の中で、筆者はこれまで述べてきたような視点から、神籠石はヤマト王権の「九州支配の装置」の一つではないかと考えるものである。特に筑後平野の神籠石は磐井の「反乱」平定後のミヤケの配置を補完するものであり、中津平野のそれは瀬戸内海航路の確保^{II}畿内と

の連絡という点で鎮の前身と対になっていると理解できるように思われる。企救郡については門司およびその前身がそうした役割をもっていたのであり、神籠石が一義的に対国内装置であったことが玄界灘方面にみられない一つの理由⁽⁸⁾ではないかと推測する。また、神籠石の築造を一時にはなく、いくつかの築造段階を想定しようという考えもあるが⁽⁹⁾、その区分はさて置くとしても、妥当な考えと思われる。

現時点における考古学的調査等の成果を余りにも等閑にしたとの批判を受けるであろうが、継体紀の磐井の「反乱」や安閑紀のミヤケ設定記事を考えあわせると、六世紀後半から七世紀前半、なかでも六世紀後半という時期に注目してみたいと思うのである。

(十一)

以上、許された紙数も大幅に超え、冗長な論述をつらねてきたが、一先ず擱筆することとした。小稿では企救郡を中心とする豊国、とりわけ豊前国がヤマト王権の九州支配にもつた意味を考えようとしたものである。先にも断ったように神籠石については全くの素人の妄言であり、先行研究等の十分な消化もいままであつたといわねばならない。先行研究の見落しや既に自明のことを十分な基礎工事もない土台の上に、二階三階の屋上屋を重ねたのではないかと恐れる。諸賢の忌憚のないご批判、ご教示をいただき、さらに考えを整理し深めることができればと願うものである。

註

(1) 拙稿「物部公と物部臣―長野角屋敷遺跡出土木簡をめぐる―」（『福岡教育大学紀要』第五十七号第二分冊、二〇〇八年）。以下で前稿と略称する。

(2) 郡の等級による官人の定員等は、『養老職員令』では以下のような。大郡（大領一人、少領一人、主政三人、主帳三人）・上郡（大領一人、少領一人、主政二人、主帳二人）・中郡（大領一人、少領一人、主政一人、主帳一人）・下郡（大領一人、少領一人、主帳一人）・小郡（領一人、主帳一人）。

(3) 里（郷）数で規定する『養老戸令』2定郡条の郡の等級は、大郡（20〜16里）・上郡（15〜12里）・中郡（11〜8里）・下郡（7〜4里）・小郡（3〜2里）の五等級である。なお、大化二（六四六）年正月の「改新之詔」の第二条の凡条は「凡郡以四千里為大郡、三十里以下四里以上為中郡、三里為小郡」（『日本書紀』）であり、令制の五区分に対して上・下郡を欠く三区分である。

(4) 木簡の今継の後には現存部分に三字分程度の空白に続いて墨痕が認められ、註5の報告書では三字分の墨痕としているが、釈読は困難である。他の遺跡出土の「召文」木簡の例から推測すれば、そこには少領・主帳のいずれかの官人名か、この木簡の持参人の名、あるいは日付け等が記されていた可能性が推測される。「召文」木簡の若干の例については、鬼頭清明「召文についての二つ問題」（『信濃』三二―一九、一九八六年、のち同著『古代木簡の基礎的研究』に再録）を参照されたい。

(5) 北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室『長野角屋敷遺跡』（北九州市埋蔵文化財調査報告書第二三五集、一九九九年）。

- (6) 『和名類聚抄』の郡・郷・里については京都大学国語学国文学研究室編『諸本集成倭名類聚抄』本文篇(一九八七年版、臨川書店)により、池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』(吉川弘文館、一九八一年)を参照した。また便宜、特に断りのない限り、諸本の内の「那波本」を使用した。
- (7) 吉田東伍『増補 大日本地名辞書』第四卷(豊前国企救郡の項、富山房、一九七一年)。
- (8) 池邊彌、註6著書。氏は年・年月の明記してある七〇一年〜二二〇〇年間の確実な史料にみえる郷名を集成(「古代郷名集成」)し、『和名抄』との一致を検証された。同書「解説」においては、「大体に九世紀から十世紀前半、特に九世紀前半との一致が顕著で」「以上の結果はこの郷名が九世紀頃のものであったと考えてよいと思われる」「八世紀後半から十世紀前半、ことに九世紀がもっともよく合うことが知られた」と、多少幅のある記述をされている。
- (9) 註8の池邊説を批判的に検討された坂上康俊氏(「奈良平安時代人口データの再検討」『日本史研究』第五三六号、二〇〇七年)は、「貞観式の編纂・施行の際に一旦まとめられた郡名一覧が、和名抄国郡部編纂の際の基本資料になったことを示唆するように思う」「貞観の郡名一覧を枠組みと定め、それに貞観以降の郡の分立を、恐らくは延喜式の編纂とは無関係に書き込んでいくという手順をたどった源順が、それよりずっと古い九世紀前半の郷名しか手許に用意していなかったと考えるのは、やや無理があるように思われる」といわれる。
- (10) 『古律書残篇』については、「本書の国郡部の主体の年代は、養老五年四月〜天平九年十二月の間と結論されよう」という坂本太郎氏の説(「律書残篇の一考察」『史学雑誌』第四十五卷第十一号、一九

- 三四年、のち『坂本太郎著作集』第七卷に再録)に基本的には従ってよい。氏の頃には郷里制の議論は提起されていなかったが、今日の郷里制の理解に基づき靈龜三(養老元)年〜天平十二年を考慮すべきと思われる。坂上康俊氏も註9の論考で、『律書残篇』の郷数を風土記と対照すると、『残篇』には余戸も駅家郷も含まれておらず、神戸もかなりの程度含まれていない、また「奈良時代前期の五十戸一郷の正規郷を数え上げた律書残篇の四〇一二郷」といわれるように、『残篇』の郡郷里数以下の統計的データを奈良時代前半のものとして利用可能とされる。なお、『残篇』は古典保存会のコロタイプ複製版(一九三四年)により、東野治之「『古律書残篇』試訓」(『南都仏教』第四十六号、一九八一年)を参考にした。
- (11) 風土記については秋本吉郎校注『風土記』(日本古典文学大系2、岩波書店、一九五八年)による。
- (12) 用字の相違は考慮せず同一と看做す。豊後の丹生・佐尉・穂門郷(海部郡)、柚富郷(速見郡)、伊美郷(国埼郡)が、肥前の姫杜郷(基肄郡)、鳥櫟・狭山郷(養父郡)、物部・米多郷(三根郡)、三根・蒲田・宮處郷(神埼郡)、値嘉郷(松浦郡)、能美郷(藤津郡)が『和名抄』と一致する。なお、厳密にいえば郷名に変化がないとしても、そのことが直ちに領域・戸数に変動がないとはいえない。『養老戸令』1為里条は「若し山谷阻り険しくして、地遠く人稀ならむ処には、便に随ひて量りて置け」とあり、『令集解』同条諸説は別里分建の目安を十戸以上(義解・穴説など)、あるいは二十五戸(古記)などとしているが、一云は「廿戸を以って長一人を置かしむ。二里を以って郡と為す故」と注している。今は問わず保留しておきたい。
- (13) 註11『風土記』の頭注22・23(三八五頁)参照。

(14) 郡名と郷名の一致の背景については別途考えねばならないとしても、『和名抄』でみると、西海道全体(九国二島)で一致する郷は三十四郷、全九十六郡に対する一致郷の割合は平均35・4%、全五〇九郷に占める一致率は平均6・67%である。肥前は一致郷五郷であり、郡に対して45・45%と全郷に対して11・36%という比率は全体の平均値に対して比較的高い割合を示している。一致郷が二郷の豊前は、25%と4・65%と相対的に低率である。これらの比率が意味をもつのかどうか心許ないところではあるが、一先ず提示しておく。

(15) 『類聚三代格』(巻五・分置諸国事)天長元年九月三日太政官符(16)伊東尾四郎『企救郡誌』上編第二章第四節(一九三一年、同人発行)。

(17) 坂上康俊、註9論文。

(18) 到津の地はのち宇佐宮領となり到津荘が置かれるが、『宇佐大鏡』によればその四至は「東限_三古駅岳、南限_三高杯山、西限_三筑前遠賀堺、北限_三海」であり、東の境とされる古駅が到津駅に当たるとみて大過ないと思われる。

(19) 吉田東伍氏は註7の著書において、杜崎をミサキと訓んで『書紀』安閑二年五月甲寅条の腩碕屯倉と同一として、和布刈神社のある崎と解しているのは、従うべき説である。特に腩碕屯倉との関係に触れているのは、後述するように注目すべき指摘というべきであろう。

(20) 京都郡の刈田郷と一致する刈田駅を除くと残りは全九駅中四駅が郡名と一致し、44・4%の一致率を示している。なお、築城駅については築城郡の嶋木郷が該当するとも考えられるが、用字が相違することから郷名ではなく、郡名と一致する方に分類しておきたい。

(21) 前稿でも触れたように長野角屋敷遺跡近辺の遺跡から「企救一」

(長野A遺跡)・「企貳」(寺田遺跡)などの墨書土器が出土しているが、これらは企救郡を意味するものであって、企救郷の存在を示すものではない。企救郡の郡衙は長野郷に置かれていたと考えられる。

(22) 『万葉集』(巻十二)三二一九番。この他に「豊国之間之浜辺」(巻七・一三九三番)、「豊洲聞浜松」(巻十二・三二三〇番)、「豊国能聞乃高浜」(巻十二・三三二〇番)「豊国企玖之池」(巻十六・三八七六番)がみられる。

(23) 郷里制下では企救郡企救郷と改称され、その下位の行政単位の一つに企救半島西域に杜崎駅が置かれた杜崎里の存在した可能性は、十分にあり得たのではないかと思われる。

(24) 比較するにはあまり適切な例ではないが、長屋王家木簡の長屋親王の親王と『続日本紀』や令規定に基づく長屋王の王の表記の差異をあげることもできるかと思う。なお、企救郡域がヤマト王権の九州支配において以下に述べるような重要な位置を占めたことからくる特例的なものであった可能性を、極めて僅かながらも残しておきたいと思う。

(25) 吉田東伍、註7著書。福岡県京都郡苅田町と行橋市の境をなし周防灘に注ぐ川に長峽川がある。なお、『書紀集解』(巻七)は「類聚鈔国郡部を按ずるに、豊前国企救郡長野あり、京都郡と接す、蓋し遺名存するは峽野語相通ず」というが、企救郡長野郷とするのはミヤコの地名起源説話と見る限り無理である。

(26) 『書紀』をはじめ文献史料による限り、畿内と九州をむすぶ瀬戸内海航路としては、国東半島以北が主流であったと推測される。従って、日田を経由した場合は宇佐・中津方面を第一義的に考えるのが妥当ではないかと思う。

(27) ここで伊予国司にも併せて通達されているのは、『統紀』靈龜二(七二六)年五月に大宰府が「豊後・伊豫の二国の界、従来成を置き、往還することを許さず。但し、高下・尊卑、別無くはあるべからず。五位以上使を差して往還すること、禁むる限に在らざるべし」と言上して許されていることと無関係ではない。瀬戸内海の往還に関して、豊後・伊豫の二国の界＝速吸瀬戸(豊予海峡)の線で海上交通に規制が加えられていたのである。この成がどこに、またいつ頃から置かれていたかは不詳であるが、坂門津のあったと考えられる佐賀関辺りを想定してよいのではなからうか。坂門の門も註36でふれたように門司・長門の門と同様の意味をもつ表記だとすれば、瀬戸内海に対するヤマト王権以来の認識が奈辺にあったかが窺われるというべきであろう。後にふれるが、この成には防人が配置されていた可能性が考えられる。

(28) 豊前の草野津は仲津郡菟野郷(行橋市草野)に、豊後の國埼津は國埼郡國埼郷(旧国見町・国東町で合併して国東市)、坂門津は海部郡佐加郷(旧佐賀関町、大分市と合併)にあった津であり、瀬戸内海西部・九州東部に位置し、周防灘・伊予灘に面した津である。坂門津は四国の北岸沿いの佐多岬半島とは豊予海峡・速吸瀬戸を挟んで指呼の間に位置している。なお、『和名抄』の高山寺本は菟野、その他は菟見としている。

(29) 過所の発給については各国司(『養老職員令』70大国家)だけではなく、大宰府(同69大宰府条)も有していた。大宰府と管内諸国の発給する過所の関係については明確ではないが、西海道において府のみが発給したと考えるのは不合理で現実的ではない。『養老関市令』1 欲度関条では陸路の過所について規定しているが、同時に「若船筏

経関_レ過者、亦請_レ過所」と定めている。これについて天長十(八三三)年に完成、翌年施行された『令義解』は「謂、長門及撰津、其餘不_レ請_レ過所者、不_レ在此限」と説明している。このことは明らかに海路(船)による瀬戸内海の東西の「関」の通過には過所を要するとしているが、門司があげられていないのは、延暦十五年官符の影響と看做すことができる。西海道内部の陸路の過所は諸国司が発給(大宰府も筑前国を帯する点においては同様である)したが、船による大宰府管外への渡航に伴う過所の発給は府が有することが原則であったのではなからうか。駅路を利用した場合でも関門海峡は渡船を利用しなければならぬが、大宰府管外への往還と考えれば、同様に府の過所を要したのであり、あたかも『養老假寧令』11請假条に衛府・京官の五位以上についての「欲_レ出_レ畿外_一奏聞」という規定に類似しているともいえそうである。また、『養老雜令』13要路津条には「凡路津_レ濟、不堪_レ涉渡_二之_一処、皆置_レ船運渡(略) 国郡司檢校(略)」とあるが、関門海峡の渡海は国の領域を越え、また山陽道・西海道と異なることから、この条文の適用対象外と思われる。過所とは直接関係はしないが、令規定では「舟楫を修理す」る主船(司)が大宰府に配され、また津国を帯する撰津職にも「舟具を檢校せむ」任が与えられていた。なお、四国も九州同様に島であるが、大宰府のような機関は置かれておらず、淡路国と本州の紀伊国とで南海道を構成しており、同日には論じられないであろう。なお、関津の制等については、館野和己「日本古代の交通政策」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年、のち改題・補訂して、同著『日本古代の交通と社会』に再録)を参照。

(30) 『統紀』天平十四年条は廢府に伴い「官物を筑前国司に付けしむ

」とあり、素直に読めば府の官物についてのみである。大宰府が有していた固有の機能がどう扱われたかは明確ではないが、少なくとも軍事面を中心に「鎮西府」が天平十五年十二月に設置されたことは、その一面を伝えるものである。青木和夫他校注『続日本紀』二(新日本古典文学大系、岩波書店、一九九〇年、以下では岩波版『続紀』と略す)の補注15—三二や太宰府市史編集委員会編『太宰府市史』古代資料編(史料57・58、太宰府市、二〇〇三年)等を参照されたい。

(31) 『三代実録』貞観八(八六六)年四月十七日条には「関司の出入は過所を用いるべきであるのに、過所の勘検を怠っている」と豊前・長門等の国司に対する朝廷の譴責が記されている。この記事からすれば豊前国司が勘過していたことになるが、朝廷が大宰府ではなく直接豊前国司を譴責していることは律令体制の変質、大宰府の変容にともなう門司から門司関への移行過程を反映したものとみることもでき、八世紀の門司の在り方に直結するとはいえないように思われる。後にふれるように、門司が官司の名称であるところから、それに関を付して門司関と称するのは、関名が所在地名を冠して呼ばれることが一般的であることを合わせ考えると、一層不自然であり奇異でもある。門司の本来的な機能・任務が変容する過程で、勘過の機能が関の機能と結び付けられ「関」としての認識が強くなっていった結果と考えられるのではなからうか。

(32) 本簡学会編『本簡研究』第十九号(一九七九年)および『山口県史』史料編古代(山口県、二〇〇一年)。なお、他の出土木簡で和銅七(七二四)年・天平二(七三〇)年等の紀年をもつものがあり、この時期には既に「豊前門司」が存在していたとみて間違いはない。

(33) 竹内理三編『大宰府・大宰府天満宮史料』巻四(太宰府天満宮、

一九六八年)による。同書に引用する同日付「平松文書」には「之盗賊燒門司関、殺略別当藤□□□□及成卒并掠奪戎具、追船等状」と記す。これに先立つ延喜三(九〇三)年八月の「應禁遏諸使越関私買唐物事」と題する太政官符には「是則関司不_レ慥_レ勘過、府吏簡略檢察_レ之所致也」(『類聚三代格』卷十九)とあって、府吏と並んで関司がみえているが、門司を指すとは必ずしもいえないように思われる。なお、門司関史料の検索には、平野博之「古代中世赤間関(長門関・下関)・竈戸関(上関)・門司関係史料年表稿」(『下関市立大学教員共同研究報告書』、一九八五年)を使用した。

(34) 森哲也氏は「豊前門司」をもって正式の官司名と考えられる、といわれる(下関市史編集委員会編『下関市史』原始—中世、下関市、二〇〇五年)。

(35) 註29、参照。

(36) 門の訓みについて『書紀』の古訓を新訂増補国史大系本でみると、ト(ミト・ミナト)・カド・ミカドなどと記されている。トは水門・速吸之門など海峡や港に関係して使用されており、穴門・長門の門もこの類である。カドは門前などがあり、カドに接頭辞ミを冠するとミカドである。ミカドはいうまでもなく天皇や朝廷に関係する建物等の門を称する場合が多く、推古紀以降に相対的に多いのは宮殿構造の整備と関わるのかも知れない。また『万葉集』ではト・カド・モンと訓まれており、御十門でミカドと表記している。こうした例から門は「ミカド」と訓読することができ、門司は「ミカドノツカサ」と訓んで不都合はない。豊前門司は令制国成立以後の称であるが、それ以前においては豊門(トヨノミカド)、企救門(キクノミカド)あ

るいは筑紫門（ツクシノミカド）の司（ツカサ）といった呼称であったかも知れず、中でも後者の称がその性格をよりよく反映しているように「憶測」されるのである。畿内から陸続きの本州西端が穴門・長門国であり、その対岸に西海道への入り口の門が置かれているのである。その門はミカドであるとともに、水門のトの機能ももっていたのである。

(37) 拙稿「大宰府覚書―筑紫大宰の成立―」（『福岡教育大学紀要』第五十三号第二分冊、二〇〇四年）。

(38) こうしたヤマト王権の九州平定は、全国統一過程の最終的段階に位置するが、同時に吉備勢力の服属を経て瀬戸内海の海上交通を掌握・支配し、関門海峡を経て博多・唐津湾方面を支配することであり、朝鮮・中国との外交権を一元的に掌握し、交通手段を押さえることを意味するのである。これらのことについては、拙稿「磐井の乱の前後」（平野博之他編『新版 古代の日本』第三卷九州・沖縄、角川書店、一九九一年）を参照していただきたい。

(39) 糟屋屯倉・那津官家や筑紫大宰・筑紫総領などについては、註37の拙稿を参照いただきたい。

(40) これ以外では日向国児湯郡に三宅郷がしられる。

(41) 天平十二（七四〇）年九月に勃発した大宰少貳藤原広嗣の乱に際し、広嗣は三方から遠賀郡営に軍を集結させようとしたが、その経路が鞍手道・田河道と豊後經由の豊後道の三道であることは、『統紀』同年十月九日条にみえている。

(42) 屯倉の所在地については今日なお、断案はないといつてよい。概ね註7の吉田東伍説に依ったが、賸崎屯倉についていずれも未詳としながらも、『書紀集解』が「豊後国有三國埼郡」と、また『日本書紀

通釈』も「豊後国に国埼郡あり。国埼郡は海に三四里指出たる地にて、土人は御埼と云り、さては其處か」と、豊後国の国埼郡を示唆している点は、本文でも触れる豊後と伊予の海上交通を考えた場合、一つの考えである。この安閑二年の豊国（令制国としては豊前・豊後国に分割）の五つの屯倉の記載順に何らかの原則があるのか気になるところではある。我鹿屯倉以外は沿海部に設置されたとみられることから、本文に記した比定地に基づくと、『書紀』の記載順では混乱があり、北から賸崎―大抜―肝等―桑原とするのが地理に適合しているといえる。一方、賸崎を国埼に比定すると、南から賸崎―桑原―肝等―大抜となつて地理的關係と『書紀』の記載順は一致するといえる。我鹿はいずれの場合でも、内陸部に位置する点で最後に記載されて不都合はない。これは比定地を基準にするという点で逆立ちした考えといわざるを得ないが、要は賸崎屯倉の所在地が重要であることが窺えるように思われる。『書紀』の豊国の屯倉の記載順に混乱がみられるとした場合、例えば『書紀』にのみみえる景行天皇九州巡幸説話の巡行順路記載に碩田国↓速見邑とあるのは、実際には速見邑↓碩田国であつて混乱しているという津田左右吉氏の指摘（『日本古典の研究』上、『津田左右吉全集』第一卷、岩波書店、一九六三年）に準じて考えるべきか、あるいは同時に屯倉が設置されたのではないことによる編者による原史料の扱いの問題と考えるか、などが考えられる。しかし、磐井の「反乱」後のヤマト王権の面としての展開からすれば、筆者はこれら豊国の屯倉に関しては豊前国の範囲に止まるものとみてよいのではないか、と今のところ推量している。

(43) 桑原屯倉について森猛氏は、大野川流域、大野・直入郡に跨がる広大な屯倉であり、三宅・桑原・犬飼など桑原屯倉の遺称地が後代の

文献に散見する、といわれる（「豊国の桑原屯倉について」、『別府大学紀要』第29号、一九八八年）。この説は阿蘇を越えて肥後に抜ける、今日のJR豊肥本線に重なり、肥後の春日屯倉との関係が想定されないこともないが、全体的にみた場合に南に下がり過ぎているように思われる。この他、『書紀集解』（巻十八）は筑後国上妻郡桑原郷（同郡には三宅郷がある）ではないかとするが、筑紫と豊で国を異にする点で従えない。また、田川郡大任町の桑原とする説もあるが、大任町と赤村は隣接した町村である。

(44) 館野和己「屯倉制の成立」（『日本史研究』一九〇号、一九七八年）。

(45) 筑紫総領・筑紫大宰等については、註37の拙稿の他、「大宰府覚書（二）——吉備の総領と大宰——」（『福岡教育大学紀要』第五十四号第二分冊、二〇〇五年）、「大宰府覚書（三）——国宰と大宰——」（『福岡教育大学紀要』第五十五号第二分冊、二〇〇六年）および註30の『大宰府市史』古代資料編・通史編Ⅰの筆者担当の該当部分を参照いただきたい。

(46) このことは屯倉と田令の機能の段階的な喪失・吸収をも意味するものである。田令は『統紀』大宝元年四月戊午条に「罷田領、委国司巡檢」とあるように、この時点で廃止されたのである。大宝令制下で国—郡—里の令制国の成立が、歴史的背景をもつ屯倉の解体を伴うことは必然の成り行きであるが、九州では令制大宰府が新たに成立したことを軽視してはならないであろう。

(47) 白村江敗戦後の北部九州を中心とする山城・水城・烽などの防衛網構築にともなう一連の土木工事の負担が九州を中心とした西国に課せられたことに連動して、防人が東国兵を核に構成されることになっ

たと考えられる（註30、『大宰府市史』通史編Ⅰ）が、それ以前から東国がヤマト王権の軍事力の供給地であったことも関係があるであろう（井上光貞「大和国家の軍事的基礎」『日本古代史の諸問題』新版、思索社、一九七二年）。

(48) 防人には百済救援軍の敗北＝筑紫大宰＝対外的軍事力という第一義的な性格に、磐井の「反乱」＝筑紫総領＝対九州軍事力＝畿内王権（海上交通）の橋頭堡確保といった歴史的役割が付加されることになったのである。大化二（六四六）年の「改新之詔」第二条の防人は、凡条みえないことと合わせて、潤色架上と考えられる。

(49) こうした理解は、橋本裕氏の「大宰府管内にみられる鎮とか宮とかいった軍事拠点は、その運営を在地有力者に委任するといったことをせず、むしろそうした勢力の介入することを排除する形で、大宰府を通した公権にもとづいて直接的に管轄されるものであった」という考えにもみられる（「大宰府管内の軍団制に関する一考察」、『関西学院史学』第十七号、一九七六年、のち同著『律令軍団制の研究』に再録）。なお、防人については註30の『大宰府市史』古代資料編の筆者担当の史料8・22を参照いただきたい。防人司は延暦十四（七九五）年十一月に廃止されたが、その間、天平二（七三〇）年九月の諸国防人の停止、同九年九月の筑紫防人の停止・本郷への帰郷・杵岐対馬の筑紫人をしての成、天平宝字元（七五七）年閏八月の防人への坂東諸国兵士差遣の停止・西海道七国兵士千人の差点と防人司への充当、などの変遷を辿っている。

(50) 『日本霊異記』（中—第三）に「筑紫の前守」、また『万葉集』に「也良の崎守」（巻十六—三八六番）と記されている。

(51) 註30の『大宰府市史』古代資料編（史料97）において、長洋一氏

は辺戍^二辺境（西海道）の防衛拠点・常戍^二きめられている防衛拠点と説明され、薩摩国成立に関り置かれた戍と豊予海峡の豊後側要地に置かれた戍は、大陸からの侵攻に備えるものではなく、九州に律令制を確立していく時の要地であり、もしそこに防人がいたとすれば、防人の性格を大陸からの侵攻に備えるものとするだけでは不十分であるといわれる。薩摩国の戍について『統紀』大宝二（七〇二）年十月条は「唱更国司等言、於国内要害之地、建^レ冊置^レ戍守之、許焉」とあるが、文武四（七〇〇）年六月に覓国使を剽劫した薩摩比売らを朝廷は筑紫総領の命じて決罰させていることを勘案すると、唱更国司等は微妙な点ではあるが、軍団兵士はいうまでもなく、在地（豪族）の軍事力の徴用は考えにくく、防人を想定するのが妥当かと思う。

(52) 註27を参照。

(53) 広嗣の乱の展開についての『統紀』の記載には問題があるが、今は触れない。栄原永遠男「藤原広嗣の乱の展開過程」（九州歴史資料館編『太宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九八三年）、長洋一「広嗣の乱の鎮の所在地」『九州史学』第七九号、一九八四年）、北條秀樹「藤原広嗣の乱の基礎的考察」（『九州工業大学研究報告（人文・社会科学）』三三六号、一九八八年、のち同著『日本古代国家の地方支配』に再録）などを参照されたい。

(54) 鎮は「しずめる・おさえ」などの意味があるが、中国では北魏以来軍隊の駐屯地を鎮といい、唐代にも辺境には軍政区としての鎮が存在していた（岩波版『統紀』二、補注9―11）。わが国でも天平六年の『出雲国計会帳』には、石見国にあったといわれる天平四年設置の節度使の所在地を鎮所と称している（早川庄八「出雲国計会帳の研究」、坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻、吉川弘文

館、一九六二年、のち同著『日本古代の文書と典籍』に再録）。また東北地方陸奥についても『統紀』に、鎮（養老六年閏四条等）・鎮所（養老六年八月条等）・鎮兵（天平九年四月条等）の存在が知られるが、いずれも軍事に関連した呼称である。なお、天平四（七三二）年八月に藤原宇合が任じられた西海道節度使が同六年四月まで存続したことから、広嗣の乱にみえる鎮を節度使との関係で理解しようとする説もある。北條秀樹氏は「広嗣は節度使的権限により兵士の動員・指揮を行ったと理解したい」（「初期大宰府軍制と防人」、平野博之他編『新版 古代の日本』第三卷九州・沖縄、角川書店、一九九一年、のち註53著書に再録）といわれるが、広嗣の父宇合への思いはどうであれ、廃止後数年間もその影響が残ったとするのは難しいように思われる。

(55) 大長・小長は鎮大長・鎮小長であって、規模に応じて大小の別なく鎮長と称される場合があったのであろう。既に見たように郡司も規模に応じて定員に減少があったが、大少領が領とされ、また軍団でも規模によっては大少毅が毅とされたのに類似している。

(56) 三道をそれぞれ進んだ広嗣軍・綱手軍・多胡古麻呂軍が到着し、あるいは未着の鎮所については、板櫃鎮とする説が一般的といっている（註53論文参照）、註30の岩波版『統紀』二の三七五頁注五などは遠珂の郡家に造った軍営とする。

(57) 小長谷常人は天平十年の『周防国正税帳』には防人の「部領使大宰史生従八位下小長谷連常人」と名がみえており、姓（カバネ）が連であることが知られる。早く山内幸子氏は「小長谷は主として東国に多いことから考えても、常人は多分に九州に赴任してきた人物と考えられる」（「九州の軍政」、竹内理三編『九州史研究』、お茶の水書

房、一九六八年」といわれる。

(58) 山内幸子・註57論文や橋本裕・註49論文などを参照されたい。なお、本文でも述べるところであるが、筆者も鎮は非在地的性格をもつものと考えている。

(59) 山内幸子氏は註57論文で「鎮長クラスは在地的地盤をもったものというよりも大宰府という公権に基づいて任命されたものであると考えられ、郡領クラスからなる軍領とは全く質の異なったものであるということができよう」と、的確に指摘されている。また、野田嶺志氏も結論的に「豊前国の鎮は防人に関するものであると推定できよう」と、いわれる（「日本律令軍団制の特質」『日本史研究』第七六号、一九六五年）。

(60) 『統紀』天平二年九月己卯条に「停諸国防人」という記事があり、天平九年九月癸巳条との関係が問題となる。この点については岩波版『統紀』二の補注10―六七を参照されたい。天平九年の場合は同十年度の各国「正税帳」に、勅還郷防人（筑後）や向京防人およそ二千三百人（周防）、旧防人およそ千百人（駿河）がみえていることは、天平九年の防人廃止の実効性を示すものである。

(61) 『統紀』宝亀七（七七六）年十二月庚戌条に「豊前国京都郡人正六位上楳田勝愛比賜姓大神楳田朝臣」とあり、また『日本後紀』延暦十八（七九九）年二月乙未条の和氣清麻呂の薨伝に「豊前国宇佐郡楳田村」とみえている。

(62) 膳や佐伯・紀はいうまでもないが、勇山氏についても『書紀』安閑元年閏十二月是月条に、廬城部連枳苜喻の女幡媛の事件に関連して物部大連尾輿が筑紫国の膽狭山部を献上したという記事がみえている。彼等が居住した痕跡は『和名抄』の豊前国京都郡と下毛郡の諫山郷と

して残っている。また、『新撰姓氏録』（河内・神別）に物部連と同族を主張する勇山連（神饒速日命三世孫出雲醜大使主命之後也）がみえる。仮に擬制的であったとしても上記の説話を伝える、物部連と関係する勇山（連）―膽狭山部が豊前国に展開していることは、前稿で触れた企救郡大領物部公や仲津郡・上三毛郡の物部首―物部の存在と相俟って、物部連＝ヤマト王権と豊国の関係の深さがしられる。王権の豊国重視の反映といえよう。なお、豊前の地方豪族については、松原弘宣「豊前国の地方豪族について」（『愛媛大学教養部紀要』第21号 I、一九八八年）がある。

(63) 山内幸子、註57論文。

(64) 板櫃は既に述べたように、到津駅もこの辺りにあり、また『書紀』仲哀八年一月四日条の名籠屋大濟に近接する重要地点である。この辺りはのちに到津荘が置かれ、宇佐神宮と強い繋がりをもつ所でもある。

(65) 京都郡についても既にふれたように、草野津を擁し、肝等屯倉が置かれた所である。豊前国府については、『和名抄』などには「国府在京都郡」とするが、近世の地誌類、例えば『太宰管内志』などは『和名抄』京都郡を否定して仲津郡所在を示しているなど問題がある。近年になっても京都郡内に認める津熊説・須磨園説（いずれも行橋市）、また仲津郡内にあったとする国作説（豊津町）等が提示されている。いずれにしても草野津に近接していたことは間違いない。

(66) 平野邦雄「豊前の条理と国府」（『九州工業大学研究報告（人文・社会科学）』六号、一九五八年）。

(67) 横田健一「天平十二年藤原広嗣の乱の一考察」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』、吉川弘文館、一九六〇年、のち同著『白鳳

天平の世界』に再録)。

(68) 長洋一、註53論文。

(69) 朝倉橋広庭宮の所在については諸説あるが、大分自動車道建設にともなう発掘調査等から、杷木町志波が有力視されている。朝倉宮は博多湾と有明海にほぼ等距離にあり、沿岸からは奥まった所にある。

選地の理由は種々考えられようが、日田を経て周防灘に面した吉富・中津に到ること、即ち関門海峡を経ることなく畿内との交通路が確保されること、歴史的背景として「必須の前提」が担保されているといふべきであろう。こうした朝倉宮については、長洋一「朝倉橋広庭宮をめぐる諸問題」(『神戸女学院大学論集』二十六―三、一九八〇年)を参照されたい。なお、註62論文で松原氏も「四・五世紀代における大和王権の瀬戸内海・西国支配にとって、豊前国がその拠点となり、かつ、その進路も関門海峡↓玄界灘沿岸ルートというより田河道などの内陸ルートが主たるものであったことは確認されたのではないかと考える」と、瀬戸内海↓豊前国内陸ルートの重要性を指摘されているが、豊前国に限らず豊後国を含む豊国としての重要性と考えるのが妥当であろう。

(70) 西日本の山城の全体像については、小田富士雄編『北九州瀬戸内の古代山城』(日本城郭史研究叢書10、名著出版、一九八三年)、同『西日本古代山城の研究』(日本城郭史研究叢書13、名著出版、一九八五年)が参考になる。なお、発掘調査された個別の山城については、各調査報告書等を参照されたい。

(71) 鏡山猛「古代の城柵跡―西日本」(『新版考古学講座』第六巻、雄山閣出版、一九七〇年)、西谷正「朝鮮式山城」(『岩波講座日本通史』第3巻、岩波書店、一九九四年)などを参照されたい。

(72) 神籠石はこれだけの遺構を現存しながら、『書紀』などの文献に痕跡を残していないことは不思議なことである。斉明四年是歳条の「或本」の「城柵を繕修する」という城柵(渡辺正気「神籠石の築造年代」、斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会編『考古学叢考』中巻、吉川弘文館、一九八八年)や持統三年九月条の「新しき城を監しめたまう」の新城(田村晃一「神籠石に関する若干の考察」、『青山史学』2、一九七一年)を神籠石を示唆するのではないかという考えもあるが、解釈としては無理があると考えられる。地方勢力の個別的築造によるため統一的な記録がなかったと考えるのは、後述するように上位の権力の意志が想定されるところからも無理な解釈であり、諸説の推定する築城時期では、その記憶が忘れられる程に遠い昔のことともいえないであろう。総領やミヤケの内に埋没してしまったのであろうか。

(73) 研究史を纏めた註70の著書や坪井清足「古代山城研究の現状と課題」(鬼ノ城学術調査委員会『鬼ノ城』、同委員会刊、一九八〇年)、調査の概要等を纏めた小田富士雄「日本の朝鮮式山城の調査と成果」(『古文化談叢』第四四集、二〇〇〇年)などを参照されたい。なお、両者にわたり簡潔に整理した向井一雄「古代山城研究の動向と課題」(『溝漕』第9・10合併号、古代山城研究会、二〇〇二年)は有益である。

(74) 宮地岳山城を挟んで大野城と基肆城が存するが、この二城は朝倉宮後の大宰府施設と一体のものとして、即ち宮地岳山城とは目的・戦略を異にするものとして築造されたのであろう。列石が確認される宮地岳山城は神籠石系と認めてよいと思われるが、築城がこれら二城と同時的であったとしたら、このように近接し、且つ技法が相違することをどう理解するかという問題があるように思われる。当時のわが国、

特に北部九州の状況を勘案すると、朝鮮式Ⅱ王権直轄、神籠石系Ⅱ在地勢力分担といったことはほとんど考えられないといって過言ではあるまい。また、これ以後の歴史展開の中で二城に挟まれたこの地に山城を築造しなければならない状況も考えられないといってよいかと思われる。宮地岳山城については、中島聡・向井一雄「宮地岳城跡の発見について」（『溝漕』第8号、一九九九年）、筑紫野市史編さん委員会編『筑紫野市史』資料編（上）考古資料、筑紫野市、二〇〇一年）を参照されたい。

(75) 高橋誠一「古代山城の歴史地理」（『人文地理』第二四巻第五号、一九七二年）。

(76) 怡土城は吉備真備の建議で築造が開始され、神護景雲二（七六八年）二月に完成している。この築城は国際情勢の緊張に対処するためとよくいわれる。確かに天平宝字五（七六一）年に東海・南海・西海三道に節度使が任命され、兵船・兵士の動員がはかれたが、同八年にはすべての節度使は廃止された。この処置は新羅遠征の準備の一環であったが、この間にも既述のように東国防人の廃止などが行われた。怡土城がこの時期の新羅遠征と関連するとしても、果たして新羅のわが国への侵攻を想定した防備とは考えられない。朝鮮半島への出兵記事等は『書紀』に説話・伝承も含めてしばしばみえるが、それらの記述からは出兵基地的位置付けはみられても敵の来襲を防御する対策という意識は読み取れないといってよいであろう。その危機を実感したのは、白村江敗戦等の時であり、朝鮮式山城の築城の時期であった。神籠石を外敵の来襲防御の施設と理解することは難しいように思われる。

(77) 佐田茂氏は、大和朝廷の地方支配確立期の七世紀中葉から後半に

築城時期を考えておられ、在地勢力の反発に対応し身を守る山城が必要であったが、地方支配の驚くべきスピードでの完遂は山城を無用の長物とし、未完となったのではないか（「神籠石系山城の再検討」、森貞次郎博士古稀記念論文集刊行会編『古文化論集』下巻、一九八二年）、といわれる。築造時期Ⅱ律令支配確立期については同意できないが、大和朝廷の九州支配、自らの身を守る施設との理解は首肯される。なお、神籠石をめぐることは、列石・土塁の在り方などから未完成説がいわれるが、正面など主要な部分には両者の施工がみられるところから、そのように即断してよいであろうか。「王権の支配装置」としての「威圧」機能を考えてもよいのではないかと思う。

(78) 大平村教育委員会『唐原神籠石Ⅰ』（大平村文化財調査報告書・第13集、二〇〇三年）および同『唐原神籠石Ⅱ』（大平村文化財調査報告書・第16集、二〇〇五年）。年代について小川秀樹氏は「出土須恵器は、七世紀の築城を示すものであるが、詳細な時期については、今後の調査が待たれる」といわれる（『行橋市史』上巻・第二編第五章、行橋市、二〇〇四年）。なお、唐原神籠石から前面に開けた眺望は、周防灘を挟んだ対岸の山口県（長門・周防国）の沿岸部および国東半島にまで達する（上毛町教育委員会佐藤信氏らのご教示による。但し、文責は筆者にある）。この条件は御所ヶ谷神籠石からの眺望とも大きく異なるものではないと思われるが、この点はこれらの神籠石のもつ役割の一端を如実に示しているといえてよいであろう。

(79) 杷木町教育委員会『杷木神籠石』（杷木町文化財調査報告書・第1集、一九七〇年）。

(80) 行橋市教育委員会『史跡 御所ヶ谷神籠石Ⅰ』（行橋市文化財調査報告書・第33集、二〇〇六年）。

(81) 額田町教育委員会『鹿毛馬神籠石』（額田町文化財調査報告書・第1集、一九八四年）および同『鹿毛馬神籠石Ⅱ』（額田町文化財調査報告書・第2集、一九八八年）。

(82) 註72、渡辺論文。渡辺氏は斉明西下は「遷都」であり、それに伴っておよそ二十五万人余りが北部九州に動員され、これに北部九州の加重があれば九ヶ所の神籠石を同時に一年で築造することは不可能ではないと思われる。多くの兵士は翌天智元年に家郷に帰されたようであり、長津宮待機の軍勢も多かったろうが、実際の派遣軍は都合四万二千余りであった、とされる。二十五万の算出も問題であるが、実際に百済派兵を実行する前に、動員して集めた「多くの兵士」を北部九州から離れさせるであろうか。氏の説は大胆に興味あるが、『書紀』の解釈や動員兵力、当時の情勢分析など、問題が多いと思われる。

(83) 渡辺氏の『書紀』の記事解釈については、八木充氏の批判「百済滅亡前後の戦乱と古代山城」（『日本歴史』第七二二号、二〇〇八年）を参照されたい。なお、八木氏は神籠石について、大野城などの朝鮮式に続いて「西日本各地の神籠石は、その第二次朝鮮式山城として、天智・天武期に朝鮮の技術・工法を継承しつつ、総領や初期国宰に動員された地方豪族以下在地民衆によって築造されたのであろう」といわれる。神籠石が氏のいわれるように天智・天武朝に築かれた第二次朝鮮式山城であったとして、『書紀』にその痕跡すらみられないのはなぜであろうか。なお慎重な検討が必要であり、小稿の視点とは差異が大きいといわなければならないであろう。

(84) 西海使は白雉五年条は遣唐使を指しているが、斉明二年・三年・四年条は百済派遣の使節である。

(85) 葛原克人「朝鮮式山城」（佐藤宗諄編『日本の古代国家と城』、

新人物往来社、一九九四年）。

(86) 坪井清足「城柵の設置」（『世界考古学大系』4 日本IV 歴史時代、平凡社、一九六一年）。なお、坪井氏の説は氏の註73論文によれば、昭和三十四年に森貞次郎氏から聞かれた森氏の私案が元であると記されている。森氏は著書『北部九州の古代文化』（明文社、一九七六年）では、おつぼ山・帯隈山の調査で鏡山猛氏が指摘された尺度＝唐尺（令小尺）の使用時期を肯定的にみられ、唐尺使用開始以後、七世紀末までの間の可能性を記されており、磐井との関連には言及されていない。

(87) 斉藤忠『日本古代遺跡の研究 総説』第三章城柵跡（吉川弘文館、一九六八年）。神籠石の築造時期の推定に関連しては花崗岩の加工という技術面で、それ程古くには遡らないという考えもある。しかし、推古二十（六一二）年は歳条に百済渡来の路子工が須彌山や呉橋を造ったとあるが、寺院建築などを考えるとさらに遡るのではなからうか。また、唐尺と高麗尺の使用時期の問題も議論されているが、築造に時間差を考えるなら必ずしも決定的な根拠とはならないであろう。神籠石では切石や土塁をもつことの特徴や共通性がいわれるが、平面プランを含む設計図レベルでの共通性は認められるのであろうか。なお一層の慎重な調査と考察を待たねばならない課題が多いと思われる。

(88) 関門海峡を西に進んだ玄界灘・博多湾方面については、糟屋屯倉や那津官家とその任を担ったと考えてよいであろう。もし、関門海峡沿いの企救郡半島に神籠石が存在するとしたら、勝手な憶測ではあるが、企救半島の門司の後背地の砂利山・諷師山・戸上山・足立山、あるいは板櫃鎮との関連では皿倉山などもありえてよい場所かと考えられる。なお、わが国への朝鮮諸国等の侵攻とそれへの備えを意識した

記事を『書紀』に見い出すことは困難というべきではなからうか。例えば、磐井の「反乱」についての『書紀』の記述も、磐井はかねてより反逆の機会を窺っていた、そのことを知った新羅は賄を贈り反逆を勧めたとあるが、新羅の侵攻を想定した意識は窺えない。ただ、敏達十二年是歳条の百済のわが国への勢力拡張に対する日羅の「女人・小子の移住を手はじめとするので、伏兵をおいて彼らを殺し、要害の所に壘塞を築け」との建言も、必ずしも百済の軍事的侵攻の意図を意味するというよりは、聖明王亡き後の百済や朝鮮半島情勢の変化に対する警鐘の意味を強く含んだものではないかと考えられる。

(89) 例えば、註73の小田論文や註85の葛原論文、註87の斉藤論文等がある。